

「(仮称) 杉並子育て応援券」検討会報告書

「(仮称) 杉並子育て応援券」の導入にむけて



平成 18 年 8 月

「(仮称) 杉並子育て応援券」検討会



|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| <b>1. はじめに</b> .....           | <b>3</b>  |
| <b>2. 応援券制度導入の基本的考え方</b> ..... | <b>4</b>  |
| (1) 目的                         |           |
| (2) 期待される効果                    |           |
| <b>3. 応援券の基本設計</b> .....       | <b>6</b>  |
| (1) 制度設計の基本的考え方                |           |
| (2) 対象者                        |           |
| (3) 対象サービス                     |           |
| (4) 支給額（ポイント）等                 |           |
| <b>4. 応援券のしくみ</b> .....        | <b>13</b> |
| (1) 導入システム                     |           |
| (2) 発行回数と有効期間                  |           |
| <b>5. 推進体制</b> .....           | <b>16</b> |
| (1) 区民の声の反映                    |           |
| (2) 「(仮称) 杉並子育て応援券推進委員会」の設置    |           |
| <b>6. その他</b> .....            | <b>17</b> |
| (1) 出産前からの周知の徹底                |           |
| (2) 区民の事業への参入促進                |           |
| (3) 名称                         |           |
| <b>7. 実現にむけて</b> .....         | <b>18</b> |
| <b>《資料》</b> .....              | <b>19</b> |



# 1. はじめに

杉並区では、平成17年度に、子ども・子育てを支える新しい地域社会をつくるために、区が緊急に、優先的に取り組んでいく推進策を計画化した「杉並区子ども・子育て行動計画」を策定しました。

「杉並区子ども・子育て行動計画」では、家庭や地域の子育て力の低下や少子化の進行を踏まえ、所得、職業、働き方、家族形態などにかかわらず、すべての子どもと子育て家庭を支援していくことを視点の一つに掲げ、推進プラン1「誰でも気軽に利用できるよう子育てサービスを広げます」の重点事業として、平成19年度に「(仮称)杉並子育て応援券」(以下「応援券」という。)を導入することを打ち出しました。

本検討会では、応援券制度の導入に際して、子どもがのびやかに育ち、子育て家庭が安心して、ゆとりをもった子育てができるような地域をつくるという視点から、対象となるサービスなどについて検討を重ね、望ましい制度のあり方について議論しました。

特に、この応援券制度が他の自治体に先駆けて、かつてないほどの規模で行われることを踏まえ、子育て支援策としてより効果的な施策となるよう、導入にあたっての基本的考え方を明確に打ち出すことをこころがけました。

その結果、平成18年3月には中間報告をとりまとめ、一定の方向性を示すことができましたが、その後区が実施した区民・事業者に対する意見交換会で聴取した意見なども踏まえ、この度、最終報告として提出いたします。

なお、実際の応援券制度の運営にあたっては、対象サービスなどを含め、制度のあり方を常に評価・点検し、応援券制度の内容を改善していくための不断の努力が区に求められていることを申し添えます。

人口減少社会に突入し、合計特殊出生率の低下にも歯止めがかからない今日、この応援券制度の導入がきっかけとなり、区民・事業者・行政が新たな発想で連携を深め、杉並区の子育てを支える環境の整備がより一層進んでいくことを期待します。

## 2. 応援券制度導入の基本的考え方

応援券は、子育て家庭への単なる経済的な支援ではなく、それぞれの家庭の状況に合わせて効果的なサービスを利用促進するためのしくみづくりです。杉並区という区民に一番身近な基礎的自治体を実施するものであることから、地域の特性を反映し、住民が自ら選択する自治・分権時代にふさわしいものとする必要があります。

また応援券制度を導入することにより、「子どもが育ち、子育てを支える新しい地域づくり」を区民、事業者、NPOなどの地域団体、行政が協働で進められるようにしなければなりません。

このような観点から、「目的」と「期待される効果」を明確に打ち出す必要があると考え、以下のとおり基本的考え方を整理しました。

### (1) 目的

核家族化や地域の人間関係の希薄化、厳しい経済環境や雇用情勢により、身近に相談できる相手がないなど、子育てに悩みや不安をもち、孤立している親が増加しています。そこで、子育て家庭の不安感を解消し、子育ての負担感の軽減を図るとともに、家庭の子育て力を高めるようなサービスに使える応援券を発行することで、子どもがのびやかに育ち、子育て家庭が安心して、ゆとりをもって子育てできるような地域をつくることを目的とします。

すなわち、この応援券は単に「親が楽になる」ということだけではなく、サービスを利用することで「子育ての不安感や負担感を解消し、親の子育て力を高め」、また、区民・NPO・事業者などさまざまな主体による子育て支援サービスを充実させ、お互いに子育てを応援し合うような「子育てを応援するまちをつくり、地域の子育て力を高める」ことを目指していきます。そのことにより、子どもと家庭の安定した生活を実現していきます。

## (2) 期待される効果

応援券は、単なる金銭給付ではなく、子育て支援など使い道が限定されたサービスにのみ利用できる券を発行するという、いわゆる「バウチャー※1 制度」であることから、用途を子育てサービスに限定した経済的支援が可能となります。また、その制度の設計の仕方により、家庭や地域に対する様々な効果が期待できます。

このようなことから、①子育ての不安感や負担感を解消し、親の子育て力を高めるという視点から、「子どもの育ちを含めた子育て家庭に関するもの」、②子育てを応援するまちをつくり、地域の子育て力を高めるという視点から、区民、NPO、事業者などによる子育て支援サービスが拡大するような「子育てを取り巻く環境に関するもの」、という二つの視点から以下のとおり期待される効果について整理しましたが、サービスの選定にあたっては、こうした効果が見込まれるものとする必要があります。

### ①子育て家庭への効果

- 子育て家庭がサービスを選択して利用できる。  
(ただし、サービスについては行政による一定の質の担保が必要となる。)
- 応援券を発行することにより、様々な子育てサービスが区民に周知され、区民の利用が促進される。
- 子育て家庭が安心してゆとりをもって子育てをできるようになることで、親だけでなく子どもの育ちへの支援につながる。
- 子育て家庭が孤立しないよう、子育て支援グループや事業者、相談機関などがかかわる機会が増えることで、児童虐待の発生予防につながる。

### ②子育てを取り巻く環境への効果

- 応援券制度の導入により地域の子育てサービスの供給量が増えるとともに、事業者の競い合いやNPOなど地域の様々な団体の活動が促進され、サービスの質が向上し、子育てを応援する地域づくりが進む。
- 「すぎなみ地域大学※2」などで育成された人材を活用することができるとともに、サービスの選定次第では、親自身が子育て支援者として主体的に地域に参加することにより、協働による区民主体の子育て活動が広がる。

※1 バウチャー…子育てサービスなどに使い道が限定された個人が行政から受け取る補助金のことです。具体的には、事前に利用券を配布する方法が一般的ですが、使用限度額が設定されたカードを配付するなど様々な方法があります。

※2 すぎなみ地域大学…社会貢献・地域貢献活動に必要な知識・技術を学ぶための講座を開講し、受講した区民自らが地域貢献、協働の担い手となるための区独自の実践的な学びの場。18年4月開講。

### 3. 応援券の基本設計

#### (1) 制度設計の基本的考え方

世帯の状況に応じてきめ細やかな支援を行うためには、それぞれの世帯の状況に応じて、柔軟な対応をする必要があります。しかしながら、他の給付制度や税制などの既存の制度では、公平な制度にしようとするほど制度が煩雑になり、区民にとってわかりにくいものとなります。

したがって、この応援券制度は、できる限りすべての区民にとって「公平」なものとしていくとともに、利用者にわかりやすい「簡素」なものとするのが望まれます。

#### (2) 対象者

「子育て支援」という観点からは、区内在住の就学前の児童を有する家庭を対象とすることが適当です。

ただし、区民を対象とした意見交換会において、出産直後の時期から未就園児童の多い0～2歳の子育て支援の充実を望む声が多かった点については、給付の面で考慮していく必要があります。また、小学校低学年も対象にすべきであるとする意見もあり、応援券制度導入後の状況もみて将来的なあり方を引き続き検討していく必要があると考えられます。

対象者世帯の所得制限については、子育ての負担感・不安感は、収入との関係だけで解消できることではないことから、すべての家庭を対象とすることが適当であり、所得制限を設けることは適当ではないと考えられます。



### (3) 対象サービス

この応援券は、「2. 応援券制度導入の基本的考え方」に掲げた目的と効果を期待できるものであって、利用者の対象サービスの選択を広げるサービスを選定していくことが必要です。

そこで以下の視点に基づき、地域の子育て支援サービスとして質と量を高めることが急がれるサービスを導入時に対象として想定することとしました。また、今後対象として拡大していく可能性のあるものについては、「将来的な課題として検討していくサービス」としました。

#### サービスを選定した視点

- ①子どもがのびやかに育ち、子育て家庭が安心して、ゆとりをもって子育てができるようなものであること。
- ②子育て家庭が地域の中で孤立しないように、相談や地域の人などとの対話を促すものであること。
- ③親と子の絆を深めたり、親子同士の交流を深めたりするなど、子どもの育ちを育み、親の子育て力を高めるものであること。
- ④親自身の主体的な取組みなど地域の人材が活用され、育成されるものであること。
- ⑤地域の子育て支援サービスのメニューや供給量の充実が期待できるものであること。

#### ① 導入時に対象として想定するサービス

##### 公的機関が実施・関与している子育て支援サービス

公的機関が実施・関与している子育て支援サービスについては、原則として対象事業とすることが適当です。

ただし、ショートステイ・緊急一時保育など特別な要件のもとに実施しているサービスについては、子育て家庭誰もが日常的に利用できる一般のサービスとは異なります。本当に必要な人がサービスを利用する際に応援券が利用できるようにするなど、配慮が必要です。

##### 想定サービス

- ・ひととき保育事業
  - ・子育てサポートセンター、私立保育園、家庭福祉員、認証保育所の一時保育
  - ・幼稚園の一時預かり
  - ・ファミリーサポートセンターのサービス
  - ・緊急一時保育
  - ・ショートステイ
  - ・病後児保育
  - ・産後支援ヘルパー
  - ・ひとり親ホームヘルプサービス
- など

## 民間事業者等が実施している子育て支援サービス

地域の子育てサービスの供給量を増やし、民間事業者の競い合いによるサービスの質の向上を図る観点から、対象とすることが適当です。ただし、サービスの質の確保のため、行政が一定の基準を設け、その基準を満たしたもののみを対象事業とする必要があります。

### 想定サービス

- ・ 認可外保育施設の一時保育
- ・ 地域の NPO、団体が行っている一時保育
- ・ ベビーシッター
- ・ ホームヘルプサービス
- ・ 派遣による病後児保育
- ・ 障害児保育

など

## 地域で実施している子どもの育ちを育み、親の子育て力を高めるサービス

地域の様々な団体やグループ、NPOなどが実施している乳幼児親子の絆を深めるサービス、子どもの育ちを育むようなサービス、親対象の講座や育児相談など親の子育て力を高めるようなサービスについても、対象とすることが適当です。

その際、適切な情報提供をするなど、地域の様々な団体やグループ、NPOなどが主体となってサービスが展開できるような環境づくりを行っていく必要があります。

### 想定サービス

- ・ 親子コンサート、体操など親子で参加する企画
- ・ 地域団体などが主催の乳幼児親子を対象とした講座・行事
- ・ 乳幼児の子をもつ親対象の講座
- ・ 育児相談

など



## ② サービス事業者の選定基準

利用者にとって利用しやすい応援券にするには、サービスの質と量を確保することが不可欠です。そこで、民間事業者、地域の団体・グループ、NPOなど子育て支援サービスを実施している様々な事業者が、積極的にこの応援券の事業に参入するよう働きかけていくとともに、サービス事業者の選定基準を設定し、質の確保に努めることが必要です。

事業者の選定基準の策定にあたっては、区民からも、子どもを対象としたサービスなので、安心して利用できるようにしてほしい、営利主義にならないようにしてほしいという声が多く寄せられました。

その反面、子育て支援団体、さらには子育てをしている当事者のグループから、基準が厳しすぎると区民主体のサービスが参入しにくくなるという意見が寄せられました。

応援券は、様々な主体が提供する、幅広い内容のサービスを対象とするため、すべてのサービスに適合する一律の選定基準を設けることは、困難であると考えられます。

例えば、保護者に代わって子どもを保育するサービスは、子どもの安全面の確保からも基準を厳しく設定する必要があります。特に、保護者の居宅等で派遣者が子どもを保育する場合は、施設で保育する場合より、より厳しい基準が必要となります。

一方、親子参加型のサービスなどは、保護者が同伴であることもあり、緩やかな基準を設定することで、応援券の事業者として、地域の団体・グループなど参入を促進することができます。

そこでサービス事業者の選定基準の設定にあたっては、すべての事業者に共通する最低限度の基準と、サービスの種別ごとに必要な固有の基準を組み合わせたものとし、その策定については今後設置する「(仮称)杉並子育て応援券推進委員会」(16ページ)の検討事項とします。

### ③ 将来的な課題として検討していくサービス

#### 子育て家庭を支援する物品

応援券を物品の購入に使用することについては、

- ① ゼロ歳児は、子育て家庭の育児負担が大きいが利用できるサービスが少ない状況にあることから、物品の購入等に使用できるようにすべきという意見
- ② 応援券の周知や広告宣伝効果となることから、年齢制限・品目の限定・給付割合などで制限しながら物品の購入に使用できるようにしてもいいのではないかという意見
- ③ 仮に、こうした物品を応援券の対象とする場合であっても、その対象物品を製造、販売している企業が、育児休暇の取得を積極的に勧奨するなど子育て支援に優しい取組みをしている場合に限るなどの工夫をすべき

という意見もありました。

しかし、区民意見を聴取した中では、導入当初から物品を対象とすると、子育て支援サービスの利用が抑制され、地域の子育て支援サービスを増やせなくなるという意見が多くありました。

本検討会としては、応援券制度の「効果」との関係に照らして、物品の購入については単なる支払いの立替払いになり、現金給付と変わらないことから適当ではなく、この問題は制度導入後に利用者などの声や制度の利用状況などを踏まえ慎重に検討していくべき課題であると考えます。

- ・単なる支払の立替払いの要素が強い物品…………おむつ、ミルクなど
- ・出産祝い品としての要素が強い物品…………ベビー用品、ベビー用品レンタル料など
- ・安全のための物品…………チャイルドシート、自転車用ヘルメットなど
- ・子どもの育ちを育む物品…………絵本、CD、おもちゃなど

#### 保育園・幼稚園の保育料等

保育園や私立幼稚園の保育料に応援券を利用することについては、保育園・幼稚園それぞれの分野において、まずは保育サービスや幼児教育のあり方などを検討した上で考えるべき課題であり、この応援券制度実施後の状況を踏まえ、将来的に検討していく必要があります。

#### 子育て支援サービス以外の子育て家庭の利便を高めるサービス

子育て家庭が利用しやすいような取組みを行っているタクシーや飲食店などに応援券を利用できるようにし、そのような取組みが地域に広がるよう誘導するべきでないかという意見がありました。

- ・運転者に乳幼児親子への対応の研修などを実施しているタクシー、移送サービス
- ・子どもを遊ばせるスペースやおむつ替えシートのある店や、離乳食のメニューのある飲食店など

## (4) 支給額(ポイント)等

### ①支給額(ポイント)について

支給額(ポイント)の設定は、区の財政全体の中で他の施策との均衡を踏まえつつ、杉並区の予算全体の規模等を勘案して決められるべきものですが、この事業が、「杉並区子ども・子育て行動計画」の重点事業と位置付けられていること、区民の期待も高いことなどから、区として子育て支援に力を入れていくというメッセージとなるよう、供給サイドにもインパクトを与えるような思い切った財政措置を講ずることを期待します。なお、支給額については、以下「支給ポイント」と表記します。

実際の支給ポイントの配分については、出産直後の時期から2歳児までの支援の充実を望む区民要望が多いことから、3～5歳児に比べ、この時期の子育て中の保護者に対して厚く付与する必要があるものと考えます。

なお、検討会の議論の中では、保育園等の運営には多額な公費が投入されているうえ、さらに通園児の保護者に応援券を適用することについては慎重に検討する必要があるという意見や、保育園など公的サービスの受給状況により支給ポイントに差を設け、子育てサービスの給付と負担の格差是正を図るべきであるとの意見もありました。

しかし、年度途中の入退園者が多数存在する中で、支給ポイントの管理が煩雑になることが予想されます。また、保育施設等は一律の公的負担が導入されている訳ではなく、施設の種類ごとに公的負担が異なります。そのため、通っている施設ごとに対象者の支給ポイントを設定していくことは困難であると思われます。

このため、制度の円滑な運営を考えれば、応援券の支給ポイントは、公的サービスの受給状況にかかわらず同額にすることもやむをえないと考えますが、この問題は、今後の大きな検討課題です。

## ② 自己負担について

社会保障費の増大している中で、近年では、サービスの利用にあたって応分の負担をする仕組みが一般的であり、子育て家庭が主体的にサービスを選択・利用する性格の応援券制度では、安易なサービスの利用を防ぐ意味からも一定の自己負担は必要と考えます。ただ、その負担額については、区の財政状況を踏まえつつ、可能な限り低額に抑えることが望ましいと考えられます。

なお、自己負担の考え方については、今後設置する「(仮称)杉並子育て応援券推進委員会」(16ページ)の検討事項とします。



## 4 応援券のしくみ

応援券制度の実施にあたって、どのようなシステムを構築して、どのような利用方法とするかという具体的な仕組みについて検討しました。

### (1) 導入システム

応援券の利用方法及び導入システムについては、紙を用いた利用券方式のほか、ICカード※1やリライトカード※2による方式が考えられますが、利用者の利便性や経費のほか、事務的な負担など様々な面から比較検討して選定していくべきものと考えます。

このうちリライトカードによる方式は、残ポイントがカードに表示でき、利用者が計画的にサービスを利用することができます。また、サービス提供事業者に設置する減算のための応援券の読み取り機器を電話回線などをつなぐことにより、利用者のサービス利用状況を日々自動的に集計し、区に実績を報告することが可能となります。そのようなシステムであれば、パソコンを使用するシステムよりも経費が安く、サービス提供事業者に特別な機械操作を依頼する必要もありません。さらに、ICカードでは利用者が年度ごとにポイントチャージする必要があると思われるが、リライトカードの場合、カードの単価が安く、年度ごとにカードを発行することが可能なため、利用者に事務的な負担をかけることもありません。

こうしたことから、本検討会の中間報告の時点では、リライトカードによる方式を採用していく方向を示すとともに、ベビーシッターや産後支援ヘルパーなど、応援券の読み取り機器が設置されていない利用者の自宅などで提供されるサービスについて引き続き検討していくこととしました。

しかし、改めてこの点について検討した結果、①ベビーシッターなど利用者の自宅などで提供されるサービスにも対応できる携行可能な読み取り機器が開発されていないこと ②携行可能な読み取り機器が開発できても1台あたりの単価が高額となり、導入システムとして妥当とはいえないこと ③携行可能な読み取り機器があったとしても、ベビーシッターなどのサービスの従事者の勤務形態の実態に合わず、事業者の協力を得ることは困難であることなどが明らかとなりました。

---

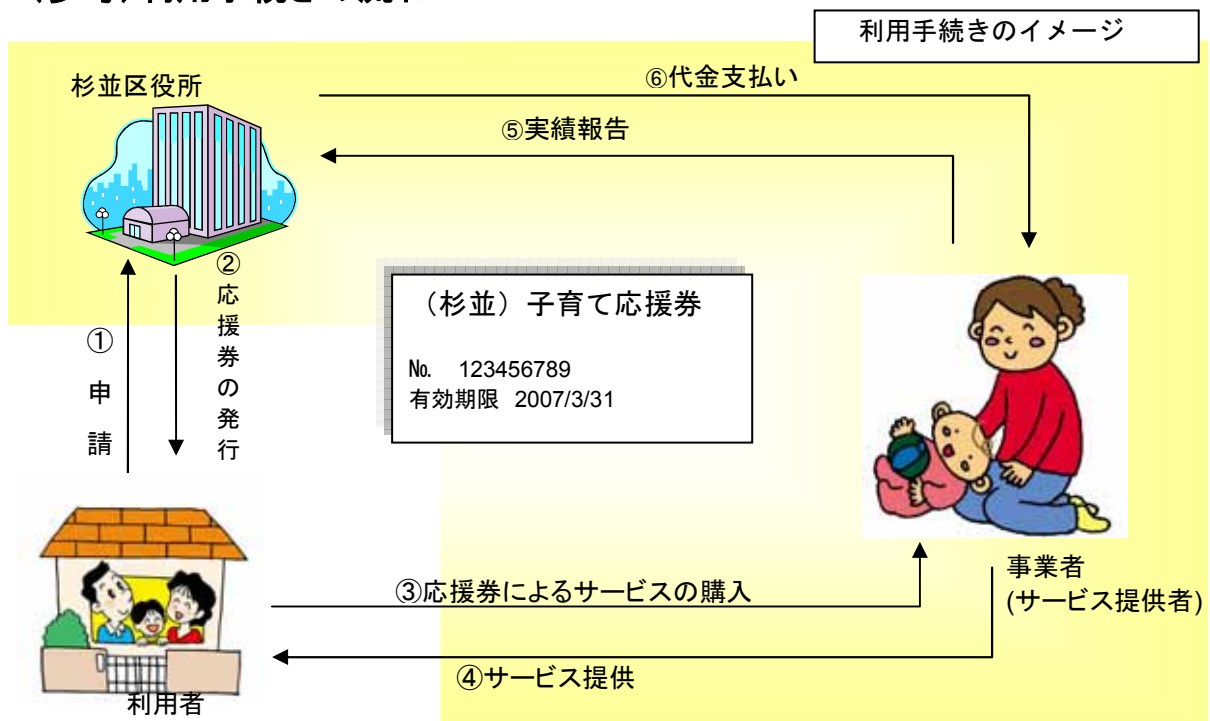
※1 ICカード…集積回路を組み込んだカード。集積回路を組み込むことで、記録できる情報量が多く、セキュリティに優れています。JR東日本が定期券等にSuica（スイカ）の名称で導入しています。

※2 リライトカード…カードの表面に情報がリアルタイムに何度も繰り返し印字できる磁気カード。商店などのポイントカード、病院などの予約カードなど幅広く利用されています。

こうした点を踏まえると、ベビーシッターや産後支援ヘルパーなど、応援券の読み取り機器が設置されていない利用者の自宅などで提供されるサービスについて、応援券の対象サービスにはしないという選択肢も考えられます。しかし、区民を対象にした意見交換会で、出産直後から低年齢の子どもがいる時期は自宅で受けるサービスを望む声が多かったことや、サービス供給量確保の観点からは、こうしたサービスは応援券制度にとって不可欠であると考えます。

このため、本検討会としては、リライトカードのもつ優位性を認め、その方式を基本としながらも、以上の検討経過を踏まえ、応援券制度の円滑なスタートを図るため、当初に導入するシステムについては区に委ねることにいたします。

### (参考) 利用手続きの流れ



利用の流れについては、おおまかには次のとおりです。

- ① 利用者が区の窓口などで申請手続きを行う。
- ② 区が応援券を交付する。
- ③ 利用者が、サービス事業者からサービスを応援券で購入する。  
※自己負担を設定する場合は、自己負担の代金を事業者に支払う
- ④ 事業者がサービスを提供する。
- ⑤ 事業者が区に実績を報告する。
- ⑥ 区が実績に基づき、事業者に代金を支払う。

## (2) 発行回数と有効期間

応援券の発行回数と有効期間について、利用者の利便性や、事務的成本・管理などの視点から、次のような設定としました。なお、出生や転入、転出者の対応など詳細な内容を具体的に決定していく必要があることから、今後引き続き事務的に精査していく必要があります。

### ① 発行回数

応援券は、発送にかかる経費・対象者の資格管理などの視点から、対象児童ごとに、年一回当該年度分のポイントを一括して交付することが適当です。

それにより、利用者は年度分のポイントをまとめて必要なときに利用することができるようになります。

### ② 有効期間

応援券のポイントの有効期間は、当該年度のみという考えもありましたが、出生や転入などにより年度途中で交付した場合の利用期間などを考慮し、2年間とします。ただし、児童が就学する前年度に付与したポイントは当該年度のみ使用可能とし、翌年度には繰越せないこととします。



## 5. 推進体制

この応援券は、全国でもあまり例がないため、地域の子育て支援策としてどの程度効果をあげているか、対象サービスが区民のニーズに答えているかなどの視点で常に見直しを行い、よりよい事業として発展させていくことが大切です。

そのためには、区民に情報をお知らせし、ともに考え、そして意見を取り入れていく体制を整えるとともに、新たに「(仮称) 杉並子育て応援券推進委員会」を設置し、事業を推進していくことが望まれます。

### (1) 区民の声の反映

応援券は、子育て家庭がサービスを選択して利用する制度であり、地域に質の高い子育て支援サービスを増やすことは当事者である子育て家庭の切実な声といっても過言ではありません。このため、子育て家庭、さらには支援者も含め区民の声をいかに事業運営に反映できるかが大切です。

そこで区は、広報紙やホームページだけでなく、「すぎなみ子育てサイト※1」や「すぎなみ子ども・子育てメッセ※2」など様々な人が交流する場などで、この応援券について積極的に情報提供を行っていく必要があります。

また、「すぎなみ子育てサイト」やアンケートなどを活用し、区民の意見や提案を聞く場を設けるなど、区民の声を反映させるしくみを整えていくことが必要です。

### (2) 「(仮称) 杉並子育て応援券推進委員会」の設置

19年度の応援券制度の導入に向けて、さらに様々な視点から検討しなければならない課題があります。また、事業を開始した後は、常に実施状況を把握するとともに、評価・見直しを加え、応援券制度を進化させていく必要があります。

そこで、子育て当事者、学識経験者など外部委員を中心とした「(仮称) 杉並子育て応援券推進委員会」を設置し、サービス事業者の選定基準の策定や自己負担の考え方など導入にむけた課題を検討することとします。

事業を開始した後も、新規分野のサービスなどについて引き続き事業者の選定基準を検討していくとともに、随時、利用状況・サービスの提供状況などの実態を把握し、評価・見直しを行っていくこととします。

また、この応援券制度は、他の自治体に先駆けて実施し前例もないことから、推進委員会で議論を深め、数年後の大きな見直しに反映させていく必要があります。

---

※1 すぎなみ子育てサイト…子育てに関する行政や民間のサービス及び地域の情報が入手でき、子育て家庭や支援団体が双方向で交流できる子育てサイトを、平成19年1月に杉並区が開設する予定。

※2 すぎなみ子ども・子育てメッセ…乳幼児親子、子どもと子育て家庭を応援している様々な団体や企業などが集い、知り合うきっかけとなる場。区民などからなるメッセ実行委員会と杉並区で、平成17年度から年一回程度開催。



## 6. その他

### (1) 出産前からの周知の徹底

出産後すぐに、応援券でサービスが利用できるようにするには、出産前からの対象者への周知が欠かせません。意見交換会でも、「出産直後の大変な時期にサービスを初めて知るのでは利用できない」「出産後のことが不安な出産前の時期にぜひ情報がほしい」との意見が多く寄せられました。

そこで、母子健康手帳配付時に周知を図るとともに、保健センターで実施している母親学級等の活用や、区内の医療機関への情報提供など、出産前から応援券についての情報が提供できるように努める必要があります。

また、出産後も子育て家庭が多く利用する児童館・保育園・つどいの広場※1など身近なところで応援券についての紹介などができるようにする必要があります。

将来的には、応援券発行時に、その世帯にとって望ましいサービスの組合せをアドバイスするような「子育て支援コーディネート機能」のようなものを付加していけば、親の子育て力が高まるような応援券の利用が促進されることが期待できます。

しかしながら導入時にこのようなコーディネート機能を整えることは難しいと想定されますので、少なくとも、導入の目的、利用方法や利用できるサービスなどについて、利用例を用いてわかりやすく示したガイドブックを配付するなど、利用者が応援券を利用しやすくするための工夫をしていくことが大切です。

### (2) 区民の事業への参入促進

応援券制度の導入により、地域の子育て支援サービスを充実させていくためには、NPOなどの地域団体や民間事業者の参加促進などとあわせ、高齢者、「すぎなみ地域大学」の卒業者、乳幼児の子育て経験のある先輩ママ、さらには子育て当事者である親自身のグループなど、多様な主体が創意工夫をこらしたサービスを展開していくことが必要です。

このような様々な区民主体の団体・グループが事業者として事業に参入できるよう、情報提供から立ち上げ支援など区が積極的に支援していくことが必要と考えます。

### (3) 名称

応援券の名称については、子育てを応援することで子どもと家庭の安定した生活を実現するという制度の目的が理解でき、区民に馴染みやすく、親しみやすい名称とすることが望ましいので、応援券の実施に向けて、区民などに広く名称を募集していくことが望まれます。

---

※1 つどいの広場…乳幼児の親子がいつでも安心して集え、子ども同士、親同士が交流したり、育児などの相談ができる場。杉並区の助成事業として、平成18年度から実施。

## 7. 実現にむけて

応援券について検討していた平成17年12月、「日本が人口減少社会に突入」というニュースがかけめぐりました。同年10月に実施した国勢調査の速報値で、日本の総人口が初めて前年を下回りました。

また、区民や事業者から中間報告書に対する意見を聞いていた本年6月には、昨年の人口動態統計が発表され、日本の合計特殊出生率※1は、1.25と前年より0.04ポイント低下し、過去最低を記録しました。

平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」と「少子化社会対策基本法」が制定され、国、自治体、企業などがそれぞれ少子化対策に努めているところですが、少子化の流れに歯止めをかけるには至っていません。

こうした状況の中で、杉並区が提案したのがこの「(仮称)杉並子育て応援券」です。

この応援券は、確実に子どもに対するサービスに使われるバウチャー制度※2であり、子育て家庭がサービスを選択して利用することで、サービス提供事業者に利用者を獲得しようとするインセンティブ(動機、誘因)が生まれ、競争原理が働く中で、地域の子育て支援サービスの供給量の増大と質の向上が期待できます。

特に、地域の団体・グループ・NPOなどもサービスの提供主体に加えたことは、区民主体の子育て支援サービスの創設につながり、杉並区の大きな目標である「協働」を一段と進めることとなります。たとえ規模の小さな地域の団体・グループ・NPOなどでも、子育て家庭に支持される質の高いサービスや活動を行うことにより、杉並区の新たな子育て支援サービスの主役になることができます。

この応援券の仕組みを活用し、区民主体の子育て支援活動が地域で展開され、行政や民間事業者が提供するサービスともあいまって、みんなで支えあいながら子育てできるまちを実現することが、今、求められているのではないのでしょうか。

応援券制度の導入により、新たな「協働」の取組みが進み、子育てを通じた新しいまちづくりのあるべき姿として、杉並区から全国の自治体に発信できるよう、この検討会の報告が少しでもお役に立てることを、心から祈念いたします。

---

※1 合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産むとしたときの子どもの数。

※2 バウチャー…5ページの注釈参照

## 《資料》

- **資料 1 乳幼児数と保育園・幼稚園の在園状況** ……………20
- **資料 2 杉並区の子育てサービス** ……………21
- **資料 3 区民等の意見聴取結果** ……………27
- **「(仮称)杉並子育て応援券」検討会委員・検討経過** ……………31

## 乳幼児数と保育園・幼稚園の在園状況

## 乳幼児(0～6歳)数

平成18年4月1日現在

| 年齢 | 0歳    | 1歳    | 2歳    | 3歳    | 4歳    | 5歳    | 計      |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 人数 | 3,283 | 3,397 | 3,358 | 3,199 | 3,281 | 3,350 | 19,868 |

※住民基本台帳及び外国人登録の人口・世帯数集計

## 認可保育園在籍状況(区民)

平成18年4月1日現在

| 認可保育園 | 0歳  | 1歳  | 2歳  | 3歳  | 4歳  | 5歳  | 計     |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 公立保育園 | 250 | 603 | 697 | 747 | 750 | 744 | 3,791 |
| 私立保育園 | 110 | 187 | 205 | 173 | 194 | 184 | 1,053 |
| 区外保育園 | 4   | 2   | 8   | 9   | 22  | 20  | 65    |
| 計     | 364 | 792 | 910 | 929 | 966 | 948 | 4,909 |

## 区内在住者の認可外保育施設受託状況

平成18年4月1日現在

| 保育施設    | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計   |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 区内認証保育所 | 25  | 69  | 44  | 19  | 9   | 3   | 169 |
| 区外認証保育所 | 6   | 11  | 14  | 5   | 4   | 0   | 40  |
| 家庭福祉員   | 6   | 9   | 2   |     |     |     | 17  |
| グループ保育室 | 4   | 10  | 13  |     |     |     | 27  |
| 計       | 41  | 99  | 73  | 24  | 13  | 3   | 253 |

## 幼稚園在籍状況(区民)

平成18年5月1日現在

|       | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳    | 4歳    | 5歳    | 計     |
|-------|----|----|----|-------|-------|-------|-------|
| 区立幼稚園 |    |    |    |       | 269   | 312   | 581   |
| 私立幼稚園 |    |    |    | 1,734 | 1,883 | 1,951 | 5,568 |
| 計     |    |    |    | 1,734 | 2,152 | 2,263 | 6,149 |

## 乳幼児の保育園・幼稚園の在園状況

|                              | 0歳              | 1歳              | 2歳              | 3歳              | 4歳              | 5歳              | 計               |
|------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 乳幼児(0～6歳)数 A<br>18.4.1       | 3,283           | 3,397           | 3,358           | 3,199           | 3,281           | 3,350           | 19,868          |
| 認可保育園<br>認可外保育施設 B<br>18.4.1 | 405<br>12.34%   | 891<br>26.23%   | 983<br>29.27%   | 953<br>29.79%   | 979<br>29.84%   | 951<br>28.39%   | 5,162<br>25.98% |
| 幼稚園 C<br>18.5.1              |                 |                 |                 | 1,734<br>54.20% | 2,152<br>65.59% | 2,263<br>67.55% | 6,149<br>30.95% |
| 在宅・その他<br>A-B-C              | 2,878<br>87.66% | 2,506<br>73.77% | 2,375<br>70.73% | 512<br>16.01%   | 150<br>4.57%    | 136<br>4.06%    | 8,557<br>43.07% |

## 杉並区の子育てサービス

## ★子どもを預ける

| 区分                      | 内容  | 利用条件  | 利用額  | 主管課   |     |
|-------------------------|---|---|--|---|-----|
| いつも預ける                  | <b>認可保育所</b><br>(公立44所 私立13所)<br>※公立には指定管理保育所1園を含む  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●設備・保育士の数は公立・私立も法の基準を満たしています。</li> <li>●保育所によって入所可能年齢(月齢)が異なります。<br/>               ※0歳児保育実施保育所<br/>               公立30所 私立11所</li> <li>●開所時間 公立 7:30~18:30<br/>               私立 保育所によって異なります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者が子どもの面倒を十分みられない状態の時。</li> <li>・保護者が働いている</li> <li>・保護者の病気やケガ</li> <li>・親族を常時介護しているなど</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育料は保護者の所得・子どもの年齢によって違うが、公立・私立とも同じです。<br/>               月額0~57,500円</li> </ul> | 保育課 |
|                         | <b>延長保育実施保育所</b><br>(公立24所 私立13所)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>★延長保育(月極め)<br/>               公立 18:30~19:30<br/>               指定管理保育所 18:30~20:30<br/>               私立 1時間延長 6所<br/>               2時間延長 5所</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●区内在住であること</li> <li>●就労のため18:30分までに迎えに來られない時。</li> <li>●子どもの年齢が満1歳以上</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●延長保育料は保護者の所得・子どもの年齢によって異なります。<br/>               月額0~5,700円</li> </ul>          |     |
|                         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>★延長スポット保育<br/>               (平成18年度試行)<br/>               1日単位で利用できます</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●延長保育実施保育所の在園児</li> <li>●利用希望日に空きがあるとき(予約制)</li> <li>●子どもの年齢が満1歳以上</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●1時間 500円</li> </ul>   |     |
|                         | <b>認証保育所</b><br>(A型5か所 B型4か所)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●東京都が定める基準を満たし、認証を受けた保育施設。</li> <li>●A型は生後6週間から小学校就学前まで。</li> <li>●B型は生後6週間から3歳未満児。</li> <li>●保育時間は13時間以上。保育所によって異なります。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●認可保育所と同じ。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●施設により異なる 月額48,000~70,000円</li> <li>●別途入園料あり</li> </ul>                          |     |
| <b>グループ保育室</b><br>(2か所) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●区が保育施設を整備し、委託を受けた保育士等の資格を有する区民の保育者グループが同施設を運営し保育を行います。</li> <li>●生後6週間から3歳未満の乳幼児。</li> <li>●保育時間 7:30~18:30</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●区内在住であること。</li> <li>●認可保育所と同じ。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育時間8時間まで月額45,000円以降1時間毎に3,000円加算、最高11時間まで</li> </ul>  |   |     |
| <b>家庭福祉員</b><br>(9人)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●資格をもつ保育経験者が、自宅の一室で保育します。</li> <li>●生後6週間から3歳未満まで。</li> <li>●保育時間 原則8:30~17:00</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●区内在住であること。</li> <li>●認可保育所と同じ。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●月額23,000円</li> <li>●時間外料金 1時間につき 500円</li> </ul>   |   |     |
| <b>学童クラブ</b><br>(47か所)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●主に児童館内に設置された、下校後の生活の場。</li> <li>●区内在住・区内へ通学する小学1~4年生。ただし、心身に障害がある等の理由で延長が必要と認められる児童については6年生まで。</li> <li>●運営時間 月~金 下校後~18:00<br/>               (学校休業日は8:30~)<br/>               土 8:30~17:00</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者が就労・病気などにより、下校後の児童の面倒がみられない時。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用料 月額 3000円</li> <li>●おやつ代 月額 1800円</li> <li>●免除・減額制度あり</li> </ul>                                | 児童青少年課  |     |
| <b>民間学童クラブ</b><br>(1か所) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象 小学1~4年生</li> <li>●運営時間 月~土 下校後~19:30<br/>               (学校休業日は8:30~)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者が就労・病気などにより、下校後の児童の面倒がみられない時。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●入園料21,000円</li> <li>●利用料月額 15,000円~(学年、利用時間等により異なります)</li> </ul>                                   |   |     |

| 区分    | 内容                         | 利用条件   | 利用額  | 主管課        |
|-------|----------------------------|--|--|------------|
| 急に預ける | 緊急一時保育                     | ●区内在住の保護者が、出産や突然の病気などで一時的に子どもの面倒がみられない時。                                       | ●1日 1,300円<br>(8:30~17:00)<br>※時間外1時間につき400円 | 保育課        |
|       | 子どもショートステイ                 | ●保護者の出産や突然の病気などで一時的に子どもの面倒がみられない時。   | ●2歳未満<br>1日2500円<br>2歳以上<br>1日の2150円         | 子育て支援課     |
| 時々預ける | 一時保育                       | ●区内在住の保護者が、通院・仕事・リフレッシュ等で一時的に子どもを預けたいとき。                                       | ●利用料<br>1時間 500円<br>●食事代<br>1食 200円          | 保育課        |
|       | 子育てサポートセンター(5ヶ所)           | ●8か月から小学校就学前まで対象。<br>●各センター1日につき2名または3名<br>●月~土 9:00~16:00(1時間単位)<br>●同一月内4回まで |  |            |
|       | 区立荻窪北保育園 一時保育室             | ●8か月から小学校就学前まで対象。<br>●1日につき10名<br>●月~土 9:00~17:00(1時間単位)<br>●同一月内10回まで         |  |            |
|       | 私立保育園(2ヶ所)                 | ●詳細は保育園により異なります  |  | 各保育園       |
|       | ささえあいサービス(ファミリー・サポート・センター) | ●区内保健センター、保育園、児童館で配布している「利用会員入会の手引き」を読んでいただき、ささえあいサービスで入会手続きをした方               | ●利用料<br>9~20時<br>1時間800円                     | 杉並区社会福祉協議会 |
| その他   | 病後児保育                      | ●杉並区民の方は、区内外を問わず各保育施設・幼稚園に通っている子ども<br>●杉並区民以外の方は、区内の保育施設・幼稚園に通っている子ども          | ●利用料<br>1日 1,700円<br>●給食代 300円               | 保育課        |

## ★その他の子育て支援サービス

| 区分                | 内容  | 利用条件  | 利用額   | 主管課    |
|-------------------|---|---|---|--------|
| 産後支援ヘルパー事業        | <p>出産後まもない家庭にヘルパーなどを派遣して、お母さんや乳児の身の回りの世話や育児、相談を行う子育て支援サービスです。</p> <p>●利用時間<br/>平日 9:00～17:00(1時間単位で連続して4時間以内)<br/>※土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く</p> <p>●利用日数<br/>①出産後、退院した翌日から2か月の間で15日以内<br/>②多胎児の家庭については、上記とは別に出産後1年の間で15日</p> | <p>杉並区内在住で、育児・家事を手伝ってくれる人がいない方で、次のいずれも該当する方。</p> <p>① 出産後、退院した翌日から2か月以内の方。<br/>② 多胎出産の場合は、出産から1年以内の方。</p>   | <p>1時間 1500円<br/>※所得に応じて、一部負担や無料の場合があります。<br/>※ヘルパーの交通費は別途、利用者負担です。</p>                 | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭等ホームヘルプサービス | <p>ひとり親家庭等の母や父が、傷病などで日常生活に支障が生じたときに、児童の食事の世話、育児などを手伝うホームヘルパーを利用した場合、この利用に要する費用を助成します。</p> <p>●派遣回数・時間帯<br/>7:00～22:00までの間で一日8時間以内<br/>—1時間単位 2時間以上8時間まで<br/>月12回以内</p>  | <p>義務教育終了前の児童を養育しているひとり親家庭で次のいずれかに該当する方</p> <p>①ひとり親家庭となって直後2年以内の家庭<br/>②小学三年生以下の児童がいるひとり親家庭<br/>③ひとり親家庭の親が傷病の場合、または義務教育終了前の児童が一時傷病の場合<br/>④親族などの冠婚葬祭にひとり親家庭の親が出席する場合<br/>⑤日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が、一時傷病の場合<br/>⑥その他特に必要と認められる場合</p> | <p>1時間 250～1290円<br/>※所得に応じて異なります<br/>※7:00～9:00及び17:00～22:00の利用時間は別途付加料金1時間60～300円</p> |        |

# ★幼稚園 小・中学校

| 幼稚園・学校  | 特記事項など  | 主管課 |
|---|---|-----|
| <b>幼稚園</b><br>(区立6園<br>私立45園)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●入園資格<br/>               区立幼稚園は、区内在住の4・5歳児で、2年保育。<br/>               私立幼稚園は、区内在住の3・4・5歳児で2年もしくは3年保育。<br/>               (園により異なる)</li> <li>●入園・保育料の減免、補助金<br/>               区立幼稚園の入園料や保育料は、保護者の所得に応じて減免。<br/>               また、私立幼稚園に通園する場合には補助金を交付。</li> </ul>   |     |
| <b>小学校</b><br>(区立44校<br>私立3校)<br><b>中学校</b><br>(区立23校<br>私立9校)<br><b>養護学校</b><br>(区立1校) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●就学費の援助<br/>               国公立小・中学校に通学する児童・生徒の世帯の所得状況により、学用品費や給食費、修学旅行費、医療費などを援助。<br/>               (医療費は学校運営課学校保健係)</li> <li>●学校希望制度<br/>               魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくりをめざして、区立の小・中学校の指定通学区域を弾力化し、新1年生を対象に、保護者や子どもが一定の範囲で行きたい学校を希望できる制度を実施。<br/>               (小学校の現1～6年生で杉並区へ転入、転居された方についても希望申請ができます。)</li> </ul>                                    | 学務課 |
| <b>障害児教育</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●心身障害学級<br/>               知的障害、言語障害、難聴、情緒障害の児童・生徒が対象で、区立小・中学校に設置。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害 (小学校 9校 中学校 4校)</li> <li>・言語障害 (小学校 3校 中学校 0校)</li> <li>・難聴 (小学校 2校 中学校 1校)</li> <li>・情緒障害 (小学校 3校 中学校 1校)</li> <li>・病虚弱 (小学校 1校 中学校 0校) ※南伊豆健康学園に在籍</li> </ul> </li> <li>●区立済美養護学校(知的障害)<br/>               小・中学部あり。</li> </ul> |     |
| <b>南伊豆健康学園</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●肥満、ぜん息、虚弱、偏食の症状のある小学校3年生から6年生までの児童が、恵まれた自然の中で健康の回復や増進を図りながら勉強する全寮制の学園。</li> </ul>   |     |



# ★相談など

| 名称   | 内容  | 対象   | 日時  | 主管課               |
|--|---|--|---|-------------------|
| ゆう<br>ライン  | 子どもと家庭に関するあらゆる相談を受けています。<br>身近な相談窓口として幅広く相談を受け、相談者がより良い方法を選択できるように情報提供と助言に努めています。<br>また、専門機関や関係機関と連携し、必要に応じてサービスの調整を行っており、心理カウンセラー、児童精神科医などによる専門相談も実施しています。           | 18歳までの子どもとその保護者、関係者。<br>大人だけでなく子ども自身の身近な相談窓口として活用ください。                     | ○電話による相談<br>月曜～土曜 9:00～19:00<br><ゆうライン専用回線><br>Tel (3393) 4711<br>※上記以外の時間は留守番電話で対応<br>○手紙・ファックスによる相談<br>FAX (3393) 4714<br>※面接による相談も随時応じています。電話でご予約ください。 | 子育て<br>支援課        |
|  | 専門相談  |  |   |                   |
|  | 親子の心相談  | 家族関係や親子関係などの問題から、子どもに様々な困難状況が生じている場合などの悩みを中心に、心理カウンセラーが相談に応じています。          | 第1・第3木曜日 10:00～12:00<br>第4木曜日 14:00～17:00   |                   |
|  | 児童精神科医相談  | 子どもたちの様々な精神的な症状や問題、発達についての疑問など、児童精神科医が相談に応じています。                           | 第2・第4火曜日 14:00～17:00  |                   |
|  | 心理相談  | 不登校や学校生活での悩みなど、子ども自身が悩んでいる場合や虐待が心配される養育困難家庭の保護者などの相談に、臨床心理士が応じています。        | 第1・第3火曜日 14:00～17:00  |                   |
| 発達相談   | 言葉の発達が遅れているような気がする、性格に偏りがあるように見受けられるなどの発達に関する相談に、臨床心理士が応じています。  | 第2金曜日 14:00～17:00  |   |                   |
| 保健セ<br>ンター   | 子育てに関するいろいろな相談、子ども・保護者・家族のからだやこころの相談など、困ったときは気軽に連絡してください。電話・来所・訪問などで相談を受けます。<br>●発育や発達のこと、予防接種、健診、からだやこころの相談など →医師・保健師<br>●食事の相談、離乳食講習会など →栄養士<br>●歯の検診や相談 →歯科医・歯科衛生士 |  | 月曜～金曜 8:30～17:15  | 各保健<br>センター       |
|  | グループ<br>カウンセリング   | 子育てに自信がない・辛い・子どもがかわいく思えないなどの悩みを持つ母親が、グループで本音を語り合う中で安定して育児を続けられるよう支援していきます。 | ※保健センターにより異なります   |                   |
|  | 保護者のこ<br>ころの相談事業  | 子育てにともなう悩みやうつ状態など、保護者の精神的な問題を専門相談員に相談することができます。                            |   |                   |
| こども発<br>達セン<br>ター  | 相談(予約制)   |  |   | こども発<br>達セン<br>ター |
|  | 一般相談  | お子さんの発達に関すること全般についての相談です。お話を伺いながら、よりよい方法を一緒に考え、指導や専門相談への橋渡しをします。           | 月曜～金曜 9:00～17:00  |                   |
|  | 医療相談・専<br>門相談   | 児童精神科、小児神経科、整形外科、歯科(摂食)の医師が定期的に相談に応じ、医学的な指導や助言を行います。                       |   |                   |
| ※通園によるグループ指導(たんぼぼ園)、個別指導を実施するとともに、医療機関や療育関係機関との連携により、地域における発達支援の中心的な役割を担っています。 |   |  |   |                   |
| 子育て<br>サポート<br>センター<br>(5ヶ所)   | 育児に関して、困ったことがあれば電話してください。<br>どんな悩みも、経験豊富な保育士と一緒に考えていきます。<br>※子育てサポートセンターでは一時保育(子どもを預けるの項参照)を行っています。   |  | 月曜～土曜 8:30～16:30  | 保育課               |
| 区立保<br>育園  | 育児に関して困ったことがあれば、保育士と看護師等が電話、来所により相談をうけます。   |  | 月曜～金曜 8:30～16:30  |                   |

# ★友達作り・遊び場

| 区分                            | 内容  | 利用条件・その他   | 主管課     |
|-------------------------------|---|--|---------|
| 児童青少年センター<br>(ゆう杉並)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●中高生を主な対象とし、体育室、スタジオ、自由に集えるロビー等、中高生のニーズに沿った部屋や設備を備えています。</li> <li>●スポーツ、音楽をはじめ中高生むけの企画・事業を実施するとともに、中高生の自主活動を支援しています。</li> <li>●利用者自身の声を運営に活かすため、「中・高校生運営委員会」を設置しています</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用時間<br/>火曜～土曜 9:00～21:00<br/>日曜・祝日 9:00～17:00<br/>1,3,5月曜 団体・グループ利用<br/>2,4月曜 休館</li> </ul>         | 児童青少年課  |
| 児童館(41か所)                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の子どもの遊び・自主活動のスペースです。</li> <li>●小学生を対象とした、遊び・工作・スポーツなどのプログラム、乳幼児親子を対象としたゆうキッズ事業、中高生むけ事業、障害児もいっしょに楽しめるプログラム等、多様な事業を実施しています。</li> <li>●地域子育てネットワーク事業の事務局を担当しています。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用時間<br/>平日 10:00～18:00<br/>土・日 9:00～17:00<br/>※親子・団体・グループ利用日が日曜の児童館と、月曜の児童館(7か所)があります。</li> </ul>   |         |
| ゆうキッズ<br>(41か所)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児親子がくつろいでもごせる場です。</li> <li>●楽しい遊びのプログラムに気軽に参加できます。</li> <li>●お弁当やおやつを食べるコーナーもあります。(火～金)</li> <li>●ちょっとしたことでも、気軽に子育て相談ができます。※専門機関におつなぎすることもできます。</li> <li>●子育て仲間(自主グループ)をつくりませんか? ※部屋貸しなど、活動のお手伝いをします。</li> <li>●掲示板などで、地域の子育ての情報交換ができます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用時間(おおむね)<br/>月曜日 10:30～12:00<br/>火曜日～金曜日 10:30～13:00<br/>※一部、～16:00までゆうキッズを実施している児童館あり。</li> </ul> |         |
| ふれあい保育<br>(区立保育園<br>44<br>か所) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●区立保育園で保育園生活を体験する中で、保育士や看護師、調理職員のアドバイスを受けながら、子育てに対する悩みや不安を解消し、子どもの健やかな成長を支援する制度です。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●杉並区在住の乳幼児と保護者。※各保育園で対象年齢が異なる。</li> <li>●利用日時<br/>月曜～土曜 10:00～13:00</li> </ul>                        | 保育課     |
| 保健センター                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●育児相談室・交流会<br/>楽しく子育てをするために子ども連れで集まり、友達を増やしたり、地域の情報交換をする場です。希望者は身体測定や個別の相談も受けられます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用日時<br/>各保健センターで月1回実施</li> </ul>  | 各保健センター |
|                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ふたごの集い<br/>ふたごのお母さんと子どもが集まり、同じ立場での情報交換や相談などの交流の場です。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用日時<br/>高円寺保健センターを除く<br/>4保健センターで月1回実施</li> </ul>   |         |
| 区立幼稚園<br>(6ヶ所)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●未就園児親子への施設・園庭開放を行い、情報交換や幼稚園の遊びや生活体験ができます</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●実施日時などは各園により異なります</li> </ul>   | 各幼稚園    |

### 資料3

#### 区民等の意見聴取結果

#### 区民、活動団体などとの意見交換会の開催状況

(平成18年5月12日～7月1日)

##### ○一般

| 機関名                 |          | 参加者数 |
|---------------------|----------|------|
| 広報・ホームページ掲載 (5月1日号) |          |      |
| 意見交換会(第1回)          | あんさんぶる荻窪 | 20   |
| 意見交換会(第2回)          | セシオン杉並   | 21   |
| 区民意向調査 (18年6月)      |          |      |
| 計                   | 2所       | 41名  |

##### ○区民

| 機関名        |      | 参加者数 |
|------------|------|------|
| ゆうキッズ(児童館) | 延 7所 | 154  |
| 母親学級       | 延 2所 | 31   |
| 自主グループ     | 延 3所 | 34   |
| 計          | 延12所 | 219  |

##### ○子育て支援活動団体等

| 機関名                                  |      | 参加者数 |
|--------------------------------------|------|------|
| 子育てサロンChou Chou、杉並保育グループ、NPO支援センターなど | 延18所 | 198  |

##### ○事業者

| 機関名         |      | 参加者数 |
|-------------|------|------|
| ベビーシッター協会など | 延 4所 | 10   |

##### ○関係団体・行政関係

| 機関名                               |      | 参加者数 |
|-----------------------------------|------|------|
| 区立・私立幼稚園、区立・私立保育園、保健センター、社会福祉協議会等 | 延 8所 | 149  |

| 計       |     |      |
|---------|-----|------|
| 意見交換会   | 2回  | 41名  |
| 出張意見交換会 | 42回 | 576名 |

## 意見交換会で寄せられた主な意見（概要）

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>サービスの周知方法について</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○出産後すぐにサービスが利用できるよう、産前の周知を徹底してほしい。</li> <li>○サービスの上手な使い方が記載されたパンフレットなど、わかりやすく工夫した周知をしてほしい。</li> </ul>   |
| <p>サービスの充実について</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て家庭が利用したくなるメニューを充実してほしい。</li> <li>○一時保育（ひととき保育）を充実してほしい。</li> <li>○公的サービス、民間事業者、地域のサービスという分類だとわかりにくいので、サービス内容別などわかりやすくサービスを分けてほしい。</li> <li>○親の子育て力を高めるためには、親を対象とした講座や、子育て支援者を育成する講座なども対象とした方がよい。</li> <li>○保育園・幼稚園に通園している子どものいる家庭の利用できるサービスが少ない。</li> <li>○サービス事業者の参入などに、利用者の声が反映するしくみをつくってほしい。</li> <li>○子どもへのサービスは、信頼性が大切である。一定の基準とその団体等の活動を公開していく必要がある。</li> </ul> |
| <p>対象者とポイントについて</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○出産直後が一番子育ての不安な時期であり、この時期のサポートがその後の子育てに大きく影響する。産後はなかなか外出できなくて、子育てが孤立しがちとなるので、自宅で受けられるようなサービスを特に充実した方がよい。</li> <li>○幼稚園にいかれる年齢は、子どもと一緒にでかけられる。0～2歳の一緒にでかけられない年齢を充実してほしい。</li> <li>○小学校低学年も対象にし、子どもの安全を守るサービスなど加えてほしい。</li> <li>○出産後ではなく、応援券の制度を周知する上でも、産前から対象にしてほしい。</li> </ul>  |
| <p>導入について</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○この制度を利用して、新しく子育て支援活動の拠点をつくり、事業を展開していきたい。</li> <li>○地域の子育て経験者が活躍できる場を、この制度を活用しながらつくってほしい。</li> <li>○応援券の導入で、地域の子育て活動が活性化することを期待する</li> <li>○今まで無償（ボランティア）で行われている地域活動が対象となりにくく、地域の子育て力の向上につながるかは疑問である。</li> </ul>  |
| <p>その他</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てのスタート時の制度なので、「子育て応援券」の名称に工夫がほしい。</li> </ul>   |

## 「(仮称)杉並子育て応援券」検討会 委員名簿

(敬称略)

| 区分              | 氏名    | 所属等                         | 備考 |
|-----------------|-------|-----------------------------|----|
| 区民              | 吉田 明子 | 自主グループの代表                   |    |
| 子育て関連<br>団体・事業者 | 伊藤 浩子 | 任意団体<br>子育て支援サークル「ぱお」代表     |    |
|                 | 杉山 千佳 | (有)セレーノ子育て環境研究所代表           |    |
|                 | 武田 雅弘 | ベネッセスタイルケア法務・<br>コンプライアンス部長 |    |
| 学識経験者           | 西郷 泰之 | 大正大学人間学部教授                  | 会長 |
|                 | 駒村 康平 | 東洋大学経済学部教授                  |    |

## 「(仮称)杉並子育て応援券」検討会 検討経過

|     | 開催日時           | 主な検討内容                           |
|-----|----------------|----------------------------------|
| 第1回 | 平成17年10月20日(木) | バウチャー制度について                      |
| 第2回 | 平成17年11月24日(木) | 「(仮称)杉並子育て応援券」の用途について            |
| 第3回 | 平成17年12月15日(木) | 「(仮称)杉並子育て応援券」骨子素案について           |
| 第4回 | 平成18年 2月 7日(火) | 「(仮称)杉並子育て応援券」中間報告書(素案)について      |
| 第5回 | 平成18年 3月14日(火) | 「(仮称)杉並子育て応援券」中間報告書について          |
| 第6回 | 平成18年 7月31日(月) | 「(仮称)杉並子育て応援券」検討会最終報告書の骨子(案)について |
| 第7回 | 平成18年 8月25日(金) | 「(仮称)杉並子育て応援券」検討会最終報告書について       |